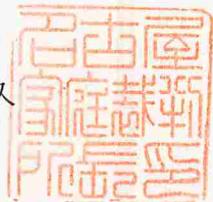


名家裁総第 678 号

令和 3 年 4 月 16 日

山 中 理 司 様

名古屋家庭裁判所長 戸 田 久



司法行政文書の開示についての通知書

3 月 31 日付け（4 月 1 日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

令和 3 年度裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割、司法行政事務の代理順序並びに各種委員等（4 月 9 日施行）の別紙第 1 及び別紙第 2（片面で 3 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話 052（223）0995

(別紙第1)

本庁家事事件事務分配割合表

事務の分配		審 判 事 件								調 停 事 件		雜・共 助・再 審※11		人 事 訴 訟 事 件 等※12		人 事 訴 訟 事 件		開 廷 の 日 割			
		相 続 財 産 管 理 関 係 事 件 等※1	不 在 者 財 産 管 理 関 係 事 件 等※2	後 見 等 関 係 事 件※3	遺 言 書 の 檢 認 事 件	親 権 停 止・喪 失・管 理 権 喪 失 事 件※4	児 童 福 祉 法二八条 事 件※5	児 童 福 祉 法三三条 事 件※6	推 定 相 続 人 の 滅 除 事 件※7	遺 言 執 行 者 の 解 任 事 件※8	子 の 氏 の 変 更 許 可 事 件※9	相 続 放 弃 申 述 事 件 等※10	臨 檢 搜 索 许 可 状 請 求 事 件 等※13	遺 產 分 割 事 件 等※10	其 他 の 別 表 第 一	其 他 の 別 表 第 二	二 七 七 条	そ の 他 の 調 停	保 全 命 令・履 行 助 告	証 抌 保 全・共 助	訴 提 起 前 証 抌 収 集
裁判官																					
	判 事 戸 田 久			1 / 10													1 / 20			月・火 水・木 金	
家事 第 1 部	判 事 田 邊 浩 典														1 / 5	1 / 9	1 / 5	3 / 20	1 / 5	3 / 19	月・火 水・木 金
	判 事 西 前 ゆう子														1 / 5	2 / 9	1 / 5	4 / 20	1 / 5	4 / 19	月・火 水・木 金
	判 事 三 嶋 志 織														1 / 5	2 / 9	1 / 5	4 / 20	1 / 5	4 / 19	月・火 水・木 金
	判 事 横 江 麻 里 子														1 / 5	2 / 9	1 / 5	4 / 20	1 / 5	4 / 19	月・火 水・木 金
	職 権 特 例 判 事 補 松 浦 佑 樹														1 / 5	2 / 9	1 / 5	4 / 20	1 / 5	4 / 19	月・火 水・木 金
家事 第 2 部	判 事 鈴 木 幸 男	1 / 5	1 / 5	2 / 10	1 / 4	1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 8	2 / 8	1 / 9	1 / 4	3 / 19	3 / 19			1 / 4		月・火 水・木 金	
	判 事 細 野 な おみ	1 / 5	1 / 5	1 / 10	1 / 4	2 / 7	2 / 7	2 / 7	2 / 7	1 / 8	1 / 8	1 / 9	1 / 4	6 / 19	6 / 19			1 / 4		月・火 水・木 金	
	判 事 野 々 山 優 子	1 / 5	1 / 5	3 / 10	1 / 4	2 / 7	2 / 7	2 / 7	2 / 7	2 / 8	2 / 8	2 / 9	1 / 4	4 / 19	4 / 19			1 / 4		月・火 水・木 金	
	職 権 特 例 判 事 補 植 草 元 博	1 / 5	1 / 5	1 / 10	1 / 4	2 / 7	2 / 7	2 / 7	2 / 7	2 / 8	2 / 8	2 / 9	1 / 4	6 / 19	6 / 19			1 / 4		月・火 水・木 金	
	職 権 特 例 判 事 補 (てん補) 黒 木 美 帆	1 / 5	1 / 5	2 / 10							2 / 8	2 / 8	2 / 9							月・火 水・木 金	

※ 1 「相続財産管理関係事件等」とは、民法952条及び918条2項に基づく相続財産管理人選任事件及びこれに付随・関連する事件（特別縁故者に対する財産分与の申立てを含む。）をいい、付隨・関連する事件は、選任事件の分配を受けた裁判官が担当する。

※ 2 「不在者財産管理関係事件等」とは、不在者相続財産管理人選任事件及びこれに付隨・関連する事件をいい、付隨・関連する事件は、選任事件の分配を受けた裁判官が担当する。

- ※ 3 「後見等関係事件」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件（後見等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等）をいい、民法794条の養子縁組許可事件及びこれと本人を同一とする同法798条の養子縁組許可事件を含む。
- ※ 4 「親権停止・喪失・管理権喪失事件」には、これらの取消し事件及び保全事件を含む。
- ※ 5 「児童福祉法28条事件」とは、同条1項及び同条2項の事件をいう。
- ※ 6 「推定相続人の廃除事件」には、同取消し事件を含む。
- ※ 7 「遺言執行者の解任事件」には、同保全事件を含む。
- ※ 8 「相続放棄申述事件等」とは、相続放棄及び限定承認、これらの取消し事件、期間の伸長事件、限定承認の場合における鑑定人選任、破産手続における相続放棄承認をいう。
- ※ 9 平日昼間の請求をいう。平日夜間及び休日の請求については、当面の間、判事鈴木幸男が担当し、差支えがある場合は、判事細野なおみ、判事野々山優子、職権特例判事補植草元博の順に担当する。
- ※ 10 「遺産分割事件等」とは、遺産分割事件、寄与分事件、遺留分減殺事件、特別の寄与に関する処分事件及びこれに関連する履行勧告事件をいう。
- ※ 11 「雑・共助・再審」とは、家事事件に関する雑事件（民事執行法174条1項1号、175条3項及び6項の事件を含む。）、共助事件及び再審事件をいう。
- ※ 12 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件をいう。
- ※ 13 子の氏変更許可事件、相続放棄申述事件及び期間の伸長事件のうち即日審判事件については、別途当番表により定めた裁判官（判事鈴木幸男、判事細野なおみ、判事野々山優子及び職権特例判事補植草元博に各4分の1の割合で当番日を割り当てる。）に配てんする。当番日に処理した即日審判事件の件数は、即日審判事件以外の事件の配てんの際には考慮しない。

(別紙第2)

本庁少年事件事務分配割合表

裁判官	事務の分配	保 護 事 件						雜・共助事件	開廷の日割		
		一般 ※1		自動車運転 ※1		道交 ※1					
		在宅 ※2 ※3	身柄	在宅	身柄	在宅	身柄				
少年部	判事 後藤 隆	10/15	1/2	2/3	1/2	2/3	1/2	1/2	月・火・水・木・金		
	職権特例判事補 黒木美帆	2/15	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2	1/2	月・火・水・木・金		
	判事補 岩谷 彩	1/15	0	0	0	0	0	0	火		
	同 後藤沙彩	1/15	0	0	0	0	0	0	火		
	同 高橋祐二	1/15	0	0	0	0	0	0	火		

※1 「一般」とは、「自動車運転」と「道交」以外の事件をいう。「自動車運転」とは、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。「道交」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※2 一般保護事件の在宅事件については、簡易送致事件を除く。

※3 未特例判事補が担当する一般保護事件の在宅事件のうち、少年法20条による検察官送致となる事件は、判事後藤隆が担当する。